

令和3年度 12月補正予算（2回目追加分）の内容について

◆各会計の補正予算額

(単位：千円)

会 計		補 正 前	補 正 額	計
一 般 会 計		22,369,500	955,000	23,324,500
特別会計	国民健康保険	5,482,000	-	5,482,000
	介護保険	4,500,000	-	4,500,000
	後期高齢者医療	711,500	-	711,500
企業会計	都市開発事業	30,300	-	30,300
	水道事業	2,354,000	-	2,354,000
	下水道事業	3,119,000	-	3,119,000
合 計		38,566,300	955,000	39,521,300

(一般会計の主な補正内容)

内容	担当課	補正額	資料
生活困窮者等臨時特別給付金支給経費 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、住民税非課税世帯等に対し、生活支援を行う観点から、1世帯あたり10万円の給付金を支給する。	社会福祉課	515,000	①
子育て世帯臨時特別給付金支給経費 子育て世帯への臨時特別給付金について、所得制限を撤廃し、子ども1人あたり10万円の給付金を全額現金で年内に一括支給する費用を追加する。(5万円分は予算措置済)	子育て支援課	440,000	②

生活困窮者等臨時特別給付金支給事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給する。

2. 事業内容

【支給対象者】

- ① 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

【給付金額】

1世帯あたり10万円

【対象世帯】

- ① 約3,600世帯 ②約1,400世帯

3. 事業費

515,000千円

4. 支給時期

令和4年1月以降（②家計急変世帯については未定）

【お問い合わせ先】

市民福祉部社会福祉課 ☎0794-63-1011（直通）

子育て世帯臨時特別給付金支給事業

全額現金で年内に10万円一括給付

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対し生活支援を行う観点から、**所得制限を撤廃**し、すべての子どもを対象に10万円を**全額現金**で**年内に一括支給**を開始する。

(※5万円分は予算措置済)

2. 事業内容

【支給対象者】

- ① 令和3年9月分の児童手当の支給を受けている方
- ② 令和3年9月30日(基準日)において高校生(※)を養育する方
※15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ③ 高校生が入所している障害児入所施設等の設置者
- ④ 基準日の翌日以後出生した児童の父母など

【給付金額】

子ども1人あたり10万円を一括支給(所得制限なし)

【対象人数】

子ども 約8,800人

3. 事業費

事業費総額：890,000千円 今回補正額：440,000千円

4. 支給時期

令和3年12月28日～

【お問い合わせ先】

市民福祉部子育て支援課 ☎0794-63-1645 (直通)